

岡谷シルクブランド認証制度 募集要項

1. 目的

「岡谷シルクブランド」認証制度とは、岡谷市の地域の誇りとして根付く「ものづくりの精神」と「ひとつづくりの製品」を継承し、シルクを活かして開発・創出された岡谷ならではの価値(商品・サービス)を認証し、岡谷シルクを地域ブランドとして確立、普及促進するとともに、他商品との差別化を図ることを目的としています。

2. 認証のメリット

(1)認証マークを使用できます。

認証マークのデータをお渡します。商品に認証マークを表示することで岡谷シルクブランド協議会の認証商品としての付加価値がつきます。

(2)商品のPR、販売を支援します。

岡谷シルクの公式サイトへの商品掲載するほか、イベントやキャンペーン時に商品の出展などを行います。

3. 実施概要

(1)名 称:岡谷シルクブランド認証制度

(2)主 催:岡谷シルクブランド協議会

(3)審 査:岡谷シルクブランド協議会 認証審査ワーキンググループ

(4)募集期間:令和4年5月31日～令和4年7月31日

4. 対象となる製品

下記の4つの類型に該当するもの

【第1類型】オール岡谷産のシルク製品

- ・糸の原形が残る商品であること
- ・岡谷市内で製糸された糸を使用していること
- ・商品に使用した糸が100%岡谷産繭であること
- ・国内で製造・商品化されたものであること

【第2類型】シルク製の衣類、ストール、インテリア等

- ・糸の原形が残る商品であること
- ・岡谷市内で製糸された糸を使用していること
- ・商品に使用した糸の内、50%以上が国産繭であること
- ・国内で製造・商品化されたものであること

【第3類型】桑や養蚕、製糸工程で抽出される成分等が用いられている製品。桑の根を使用した化粧品、シルクパウダーを使用した食品、蚕のさなぎを飼料にして育てたもの等

- ・商品に、国内で栽培している桑が用いられていること。または、養蚕／製糸工程等で抽出もしくは発生する成分・副産物等(選除繭を含む)が用いられていること。
- ・前項目に掲げる桑、抽出物等が市外産である場合は、市内事業者が加工、製造または商品化したものであること。(※ 市内産の桑、抽出物等が使用されていれば、岡谷市外企業の製品も対象となります。)
- ・国内で製造、商品化されたものであること

【第4類型】旅行、体験、学習などのサービス

- ・市内で育てている桑や蚕、岡谷産繭、シルクを活用したサービス／活動等であること
- ・サービス／活動等の中で、シルク岡谷の歴史・文化を伝えていること

5. 応募条件

- (1) 岡谷シルクのブランドコンセプトを理解し賛同できること。
- (2) 繙続的にシルクを生かした製品・サービスの提供が可能であること。
- (3) トレーサビリティが明確であり、事務局等からの要請があった場合、すべての工程を提示できること。

【岡谷シルクブランドコンセプト】

地域の誇り(ものづくりの精神・ひとづくりの精神)を継承し、「岡谷でしか体験・体感できない価値(商品・サービス)」を提供する。



美しいものづくり × 美しい人づくり

6. 認証スケジュール

令和4年5月31日(火)	募集開始
令和4年7月31日(日)	募集締め切り
令和4年8月	第1回岡谷シルクブランド協議会認証ワーキンググループ
令和4年9月	岡谷シルクブランド協議会にて製品・サービスの認証 認証マークの付与

7. 申請方法

岡谷シルクブランド協議会事務局へ、下記の申請書等一式をご提出ください。

- (1) 岡谷シルクブランド認証申請書(様式第1号)

- (2) 申請者概要書(様式第2号)
- (3) 商品・サービス等概要書(様式第3号-1、2)
- (4) サンプル商品

申請書は、岡谷シルクの公式ホームページからダウンロードできるほか、岡谷蚕糸博物館で配布しております。(岡谷シルクホームページ <https://okayasilk.jp/>)

提出先:岡谷シルクブランド協議会 事務局(岡谷蚕糸博物館内 ブランド推進室)

※ 郵送で応募する場合には送料は応募者にてご負担ください。

8. 認証マークについて

製品の認証後、岡谷シルクブランド認証制度のシンボルマークの電子データを付与いたします。認証された場合には、製品もしくは包装などに認証マークの表示をしてください。認証マークの取り扱いについては別に定める「認証マーク取扱いの注意点」をご参照ください

9. 問い合わせ

〒394-0021

長野県岡谷市郷田 1-4-8

岡谷市役所ブランド推進室(岡谷蚕糸博物館内) 岡谷シルクブランド協議会事務局

電話:0266-23-3489

E-mail:brand@city.okaya.lg.jp